

第2章 平塚市が目指す地域包括ケアシステムの姿と本計画の方向性

1 平塚市が目指す地域包括ケアシステムの将来像

介護が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で、これまでの日常生活に近い環境で暮らし続けられるように、介護や介護予防、医療はもとより、住まい、生活支援、そして社会参加までもが包括的に確保される地域を構築し、維持し続けていくことが必要であるため、本市が中長期的に目指す将来像をまとめました。

国において推進している「地域包括ケアシステム」は、高齢者の生活を支えるための仕組みとして位置づけられていますが、支援体制の考え方は高齢者にとどまらず、子ども、障がいのある人、生活に困窮している人にも応用可能です。そのため、地域包括ケアシステムの深化・推進は、地域共生社会の実現にもつながることも踏まえ、地域包括ケアシステムの5つの要素である「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」「住まい」について、中長期的に目指す将来像をまとめました。

平塚市が目指す地域包括ケアシステムの将来像

医療

(医療・介護連携)

医療職や介護職等の専門職の強みがこれまで以上に発揮できるよう、連携体制が強化され、自立期から終末期までに提供されるサービスに対する住民の認識・理解が深まり、医療が必要な状況になっても住民が望む場所生活できる環境が整っている。

介護

これまでに蓄積された介護データから、エビデンスに基づき一人ひとりに最適な介護サービスがオーダーメイドで提案され、満足度の高いサービスが提供されている。先進技術の導入による介護職員の体力的・精神的な負担の軽減により、介護人材が確保され、良質で安定した介護サービスが維持されている。

住まい

居住支援施策によるバリアフリー対策の充実、情報通信技術やAIによる異常を検知する見守り機能が充足し、高齢になっても自分らしい生活を継続できる住居が確保され、住み慣れた地域で暮らしつづけることができている。

介護予防

健康診査等のデータからフレイル状態を早期に発見できるようになり、一人ひとりのニーズや嗜好を踏まえた生活習慣の改善を促す取組が充実し、健康寿命が延伸されている。

様々な技術の進展により、介護予防や未病改善の取組が、個人の生活レベルやまちづくり(生活基盤づくり)に浸透し、経験や知識の豊富な「アクティブシニア」として元気で生きがいに満ちた生活を送ることができている。

多様な働き方が尊重され、満足感を得ながら働き続けることができている。

生活支援

多様なニーズにも対応した高齢者の在宅生活を継続するために、誰もが互いに支え合う地域づくりが進み、住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らすことができている。

参考:P.1 地域包括ケアシステム概念図

2 本計画の基本理念

「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまち ひらつか」

～地域包括ケアシステムの深化・推進～

- 人間性の尊重
だれもが家庭や地域社会の一員として尊重される社会
- 支え合う地域社会
みんなで支え合い、役割を担う地域社会
- 自立した生活
健康で生きがいをもって暮らせる社会

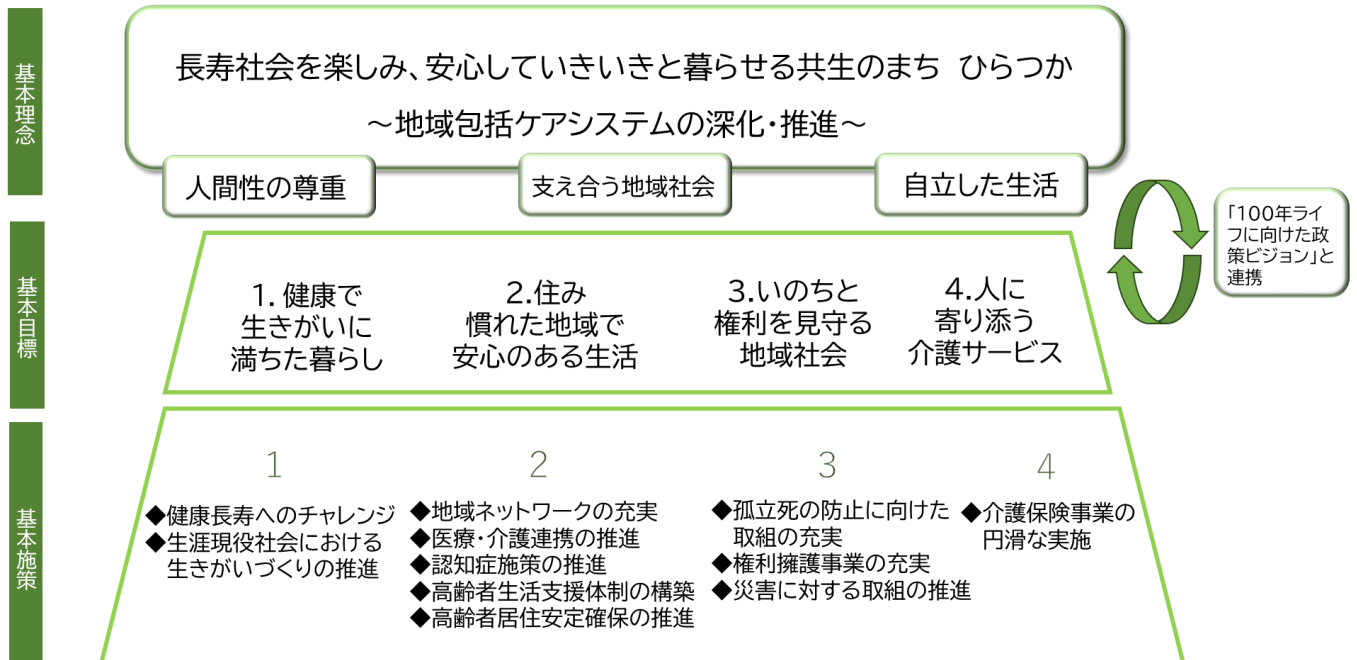
本計画期間中に団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎えます。今後は、介護や医療ニーズだけでなく、生活支援等も含めた様々なニーズのある高齢者が増加するものと見込まれます。

これまで市内で構築してきた地域包括ケアシステムをさらに深化・推進していくことを明確に示すため、第8期計画で策定した「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまち ひらつか」の基本理念を継続し、副題を「地域包括ケアシステムの深化・推進」といたします。

なお、「人間性の尊重」、「支え合う地域社会」及び「自立した生活」は変わらず基本理念をつくる不可欠な3つの要素としています。

本計画では、第8期計画に引き続き4つの基本目標を設定します。高齢化の進展に伴う社会状況及び市民ニーズの変化に対し、高齢者の自立支援・重度化予防のほか、家族介護者支援や医療介護連携、施設等の基盤整備など、さらなる取組を進めることにより、高齢者が住み慣れた地域で、元気に日常生活を送ることができることを目指します。

平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画[第9期]の全体像



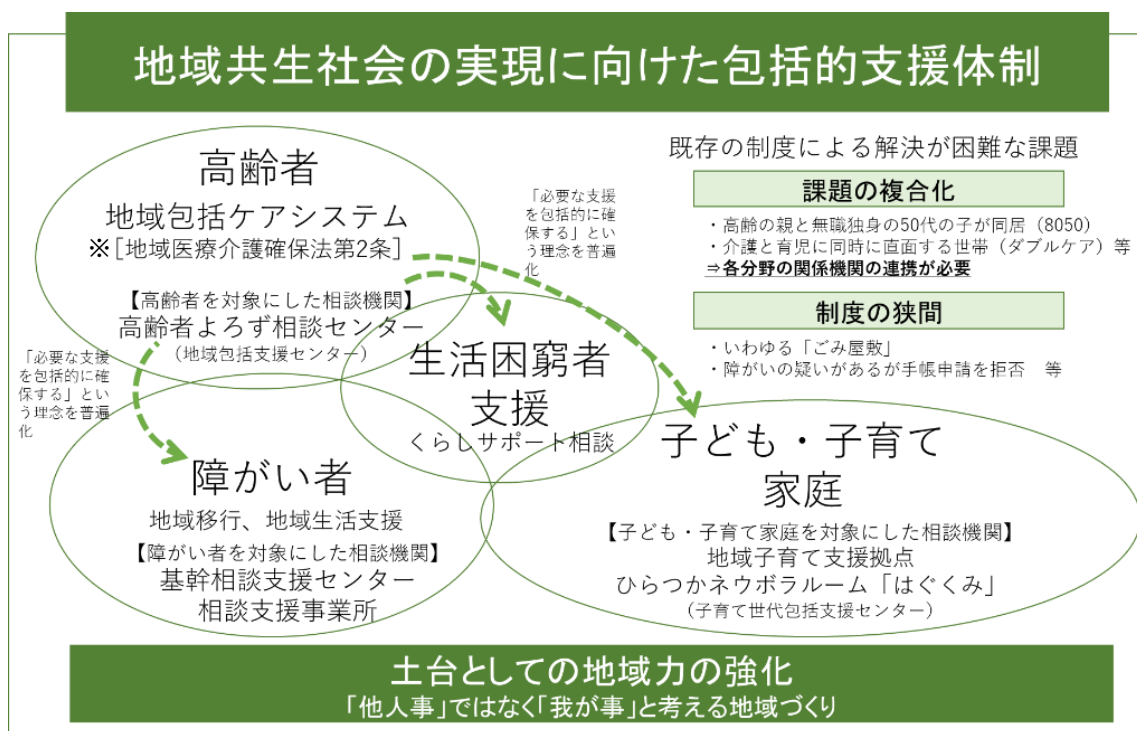
<地域包括ケアシステムと地域共生社会の関係>

地域では、高齢者人口の増加に伴う介護や医療の必要性の増大、少子化による地域社会の担い手や将来的な福祉人材のさらなる不足、障がいのある人の高齢化に伴うニーズの多様化や専門性の高まりといった課題に加え、高齢の親と無職独身の子が同居し経済的な行き詰まりが懸念される 8050 問題、介護と育児に同時に直面するダブルケア、障がいの疑いがあるが手帳申請を拒否など、様々な福祉課題が相互に影響を及ぼしながら、問題が複合化・複雑化してきています。

このため、地域の課題を「高齢者」、「子ども」、「障がいのある人」や「生活困窮者」などの個別課題に個々に対応しては解決することにはなりません。

長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまちを実現するためには、地域を構成する一人ひとり、主体の一つひとつが様々な区分や垣根を超え、地域という一つの「つながり」を軸にして、地域をともに創り、育てていくことが大切です。

このような状況を受け、「地域共生社会の実現」に向けた取り組みが進んでいます。地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や、サービスの「支え手」「受け手」という関係を超えて、みんなで「つながり」や「支えあい」の仕組みを創り、「他人事」ではなく「我が事」と考える、誰もが取り残されることのない社会を目指すものです。また、本市では地域共生社会の実現をさらに推進するため、「平塚高村団地及びその周辺地域における地域医療福祉拠点整備モデル地区構想」を引き続き進めるとともに、重層的支援体制の整備に取り組んでいきます。



※地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律
出典:厚生労働省資料より(一部平塚市版として変更あり)

重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業は、市町村において相談支援、地域づくりに向けた支援に係る既存の取組を活かしつつ、新たに参加支援を加え、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築するものです。

本事業は、社会福祉法第106条の3に規定された「市町村による包括的な支援体制づくり」のための手法の一つであるため、任意事業となっています。

○相談支援

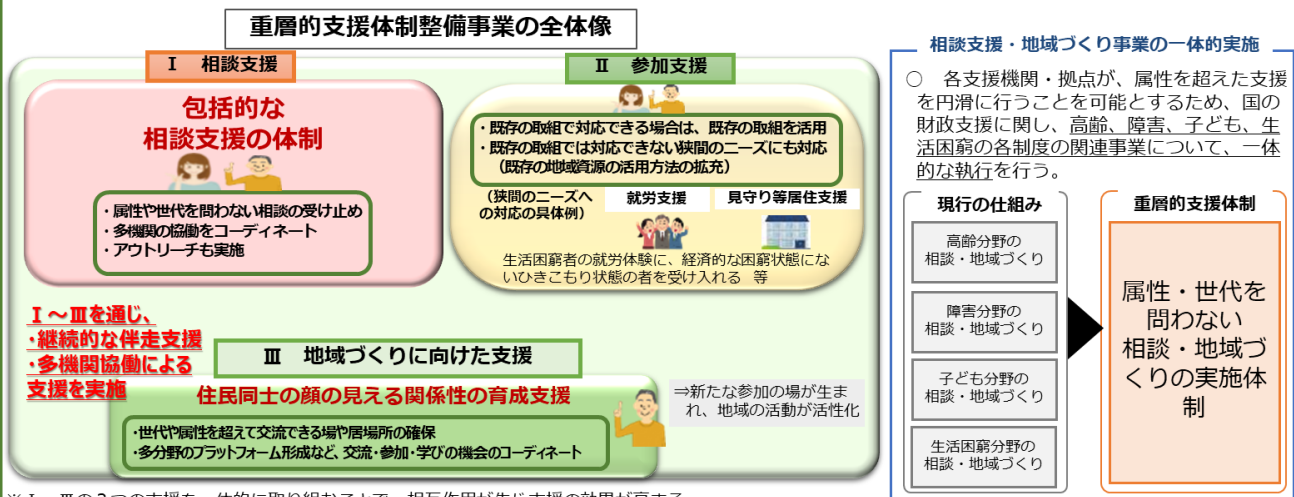
本人、世帯の属性にかかわらず相談を受け止め、多機関の協働による課題の解きほぐし、アウトリーチも含め継続的につながり続ける伴走支援を行います。

○参加支援

社会とのつながりを回復するため、本人のニーズ等を踏まえ社会資源を活用した多様な支援を行います。

○地域づくりに向けた支援

属性を超えて交流できる場や居場所を確保し、住民同士の顔の見える関係性の育成支援を行います。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

出典：厚生労働省

平塚高村団地及びその周辺地域における 地域医療福祉拠点整備モデル地区構想

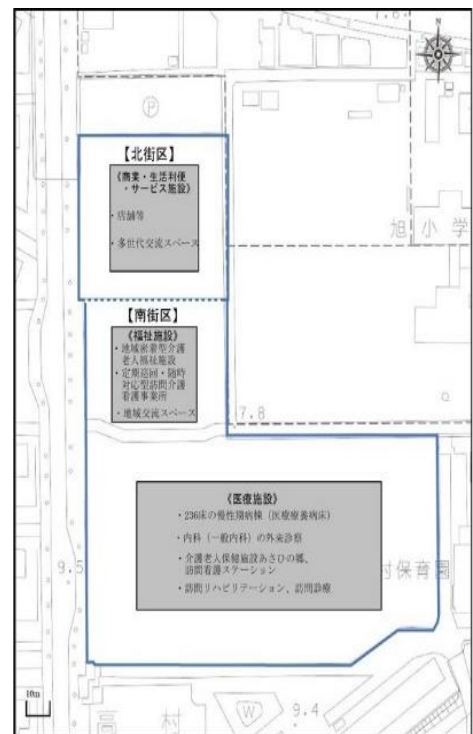
平塚高村団地では、人口減少、少子高齢化の進展に伴い、現在、独立行政法人都市再生機構（以下「UR 都市機構」といいます。）によって、多様な世代がいきいきと暮らし続けられるまちを目指す「地域医療福祉拠点化」の取組が進められています。

本市はこの機会を捉え、平成 28 年 12 月に「平塚高村団地及びその周辺地域におけるまちづくりの推進に係る連携協力に関する協定書」を UR 都市機構との間で締結し、当該地区を「地域医療福祉拠点整備モデル地区」として位置付け、平成 31 年 1 月に「平塚高村団地及びその周辺地域における地域医療福祉拠点整備モデル地区構想（以下「構想」といいます。）」を策定しました。

今後は構想に基づき、地域共生社会の実現を視野に入れ、地域包括ケアシステムとコンパクトシティを融合させた「ケア・コンパクトシティ」の構築の視点からのまちづくりに取り組むこととし、「子育て世帯、高齢者世帯など多様な世代がいきいきと暮らし続けられるまち」の形成を目指し、「誰もが集える「ふれあい」と「にぎわい」の創出」、「高齢であっても障がいがあっても安心して暮らせる地域づくり」、「若者・子育て世代にうれしいまち、高村・旭南」の 3 つの方向性によって、様々な事業に取り組んでいきます。また、UR 都市機構は、団地の集約化に合わせた新たな機能の導入等を図るため、令和 2 年度以降、団地の一部を除却することによって生じた余剰地となる当該事業地を活用し、「南街区」と「北街区」に分けて、民間事業者との連携による地域医療福祉拠点の整備を段階的に進めています。

「南街区」では、福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、地域交流スペース）及び医療施設（外来診療（内科）、慢性期病棟、介護老人保健施設、訪問看護ステーション等）を整備し、地域住民がいくつになっても自宅や住み慣れた地域内で医療や福祉サービスを活用しながら安心して住み続けられる「ケア・コンパクトシティ」の視点からのまちづくりを目指します。

「北街区」では、多世代交流スペースを併設した、住民生活の充実及び生活利便性の向上のための商業・生活利便・サービス施設を整備し、若者・子育て世代をはじめ誰もが集える場を提供することにより、「ふれあい」と「にぎわい」の創出を図り、地域共生社会の実現を視野に入れたまちづくりを目指します。



3 基本目標

本市が中長期的に目指す地域包括ケアシステムの将来像を念頭に、本計画の基本目標ごとの目指す姿、目指す姿に向けた課題、取組方針、基本施策、成果指標を設定します。

基本目標Ⅰ

健康で生きがいに満ちた暮らし

(1) 中長期的に目指す姿

高齢者が地域の中で社会的役割を持つことで、生きがいや健康の増進につなげ、健康でいきいきと毎日を楽しむことができる社会の実現のため、中長期的に求められる姿として次を目指します。

- フレイル状態を早期に発見し改善することで、健康寿命の延伸が図られている。
- 進化するテクノロジーのもと、介護予防や未病改善の取組が、個人のレベルやまちづくり(生活基盤づくり)に浸透し、いくつになっても元気で生きがいに満ちた生活スタイルが確立できている。
- 地域での相互の支え合いが根付き、不安を感じることなく地域で暮らしている。
- 高齢者が支援を必要とする状態になっても、人との繋がりを維持し、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができている。
- 元気で経験や知識を豊富に有する「アクティブシニア」が、様々な場面で社会をけん引する存在として活躍している。
- 多様な働き方が尊重され、満足感を得ながら働き続けることができている。

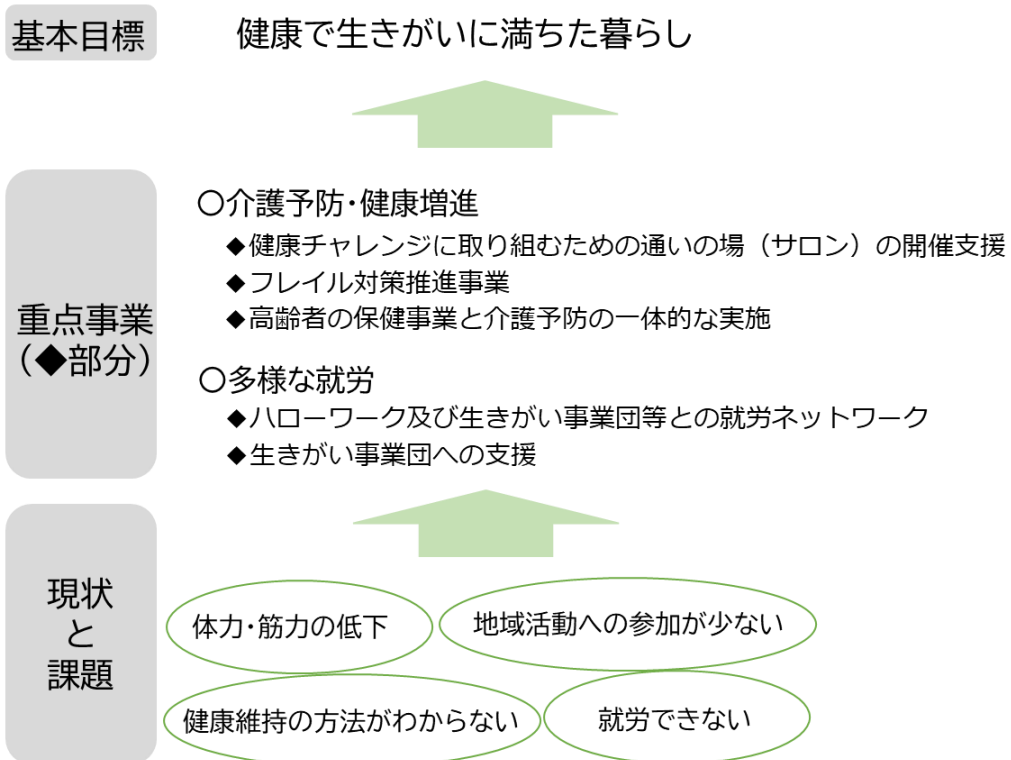
(2) 目指す姿に向けた課題

- 高齢者は複数の慢性疾患に加えフレイル状態になりやすい等、疾病予防と介護予防(生活機能維持)の両面のニーズがあるため、一体的に対応することが必要である。また、データ分析から把握した対象者を介護予防施策につなぎ、より効果的な事業を実施するとともに、事業の効果検証を行うことが必要である。
- 新規メニューの創出にとらわれず、フレイル対策、通いの場(サロン)の開催支援、短期集中型サービスなど、既存の各種メニューの事業間連動により総合事業の充実を図ることが必要である。また、介護予防事業による要介護認定の抑制に対する効果等を十分に把握するため、既存の会議体を有効活用し、必要に応じて外部機関の協力も得ながら効果の把握や検証方法等について検討することが必要である。
- 人口減少や定年延長等により、生涯現役社会が実現していく中、ライフスタイルに合った多様な就業の機会の確保や地域貢献・趣味活動の機会の充実が必要である。

(3) 本計画での取組方針

高齢者が健康を維持し、地域のなかで社会的役割を持ち、生きがいを感じながら、毎日を楽しむことができるよう、自主的に、継続性のある心身の健康増進や介護予防の重度化防止に取り組むための仕組みづくりを強化します。

就労意欲のある高齢者に対する就業機会の創出に向けた取組を行うほか、地域でのボランティア活動への参加など高齢者の多様な社会参加を促進し、幅広い見識と豊かな人生経験を社会に活かす仕組みづくりを支援します。



(4) 本計画での基本施策

ア. 健康長寿へのチャレンジ

年齢とともに心身の活力が低下し、介護が必要になりやすいフレイル状態を見逃すことなく、高齢者や家族が「知る」「気づく」「予防・改善」できるよう、後期高齢者健康診査質問票等からリスクがある人へフレイルチェックの参加を促す等の取組を推進します。

また、リスクがある対象者の健康課題を市が取り組む事業間で共有し、連動することで相乗的な効果を図ります。

イ. 生涯現役社会による生きがいづくりの推進

高齢者が豊かな知識や技術を社会に役立て、就業することにより積極的な社会参加、地域貢献をしていくことを目的として設置運営されている平塚市生きがい事業団における職種の幅を広げ、同世代を支える介護、次世代を支える育児、地域社会を支える空き家管理、地域経済を支える地元企業へのシルバー派遣等の就業拡大を図ります。

ハローワーク及び平塚市生きがい事業団等と連携を図りながら、シニア向けの就労支援セミナー及び個別相談会を開催します。

(5) 成果指標

「基本目標1 健康で生きがいに満ちた暮らし」における本計画の進捗状況を把握するため、次の成果目標を設定します。

成果指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
初回要介護認定申請の平均年齢	79.6歳	79.7歳	79.8歳	79.9歳

※本市の初回要介護認定申請の平均年齢は、介護予防事業の効果等により、ここ数年、毎年概ね0.1歳ずつ伸びているため、この傾向を維持することを指標とします。

基本目標2

住み慣れた地域で安心のある生活

(1) 中長期的に目指す姿

在宅での療養生活を充実するため、医療と介護関係者の相互理解と連携体制が強化され、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境が整備されるよう、また、認知症になっても、本人の意思が尊重され、住み続けることができるまちづくりのため、中長期的に求められる姿として次を目指します。

- 住民同士の協力による地域活動について、福祉分野に限定せず、多世代や企業が連動している。
- かかりつけ医、歯科、薬局の持つ機能が十分に発揮され、高齢者一人ひとりのニーズに合った医療・介護サービスが提供されている。
- 4つのそれぞれの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）において、医療と介護をつなぐ情報共有ツールが普及し、スムーズな医療・介護サービスが提供されている。
- 自宅で最期を迎えることが多職種連携によってスムーズに行われている。
- 認知症予防施策によって、認知症の発症や進行を遅らせるとともに、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるようになっている。
- 人口動態や介護ニーズ、また、医療・介護双方を必要とするニーズに沿って、施設サービス、居住系サービス及び地域密着型サービスがバランスよく整備されるとともに、居住支援施策などが充実し、高齢者が住み慣れた地域や住居で安心して暮らし続けることができている。

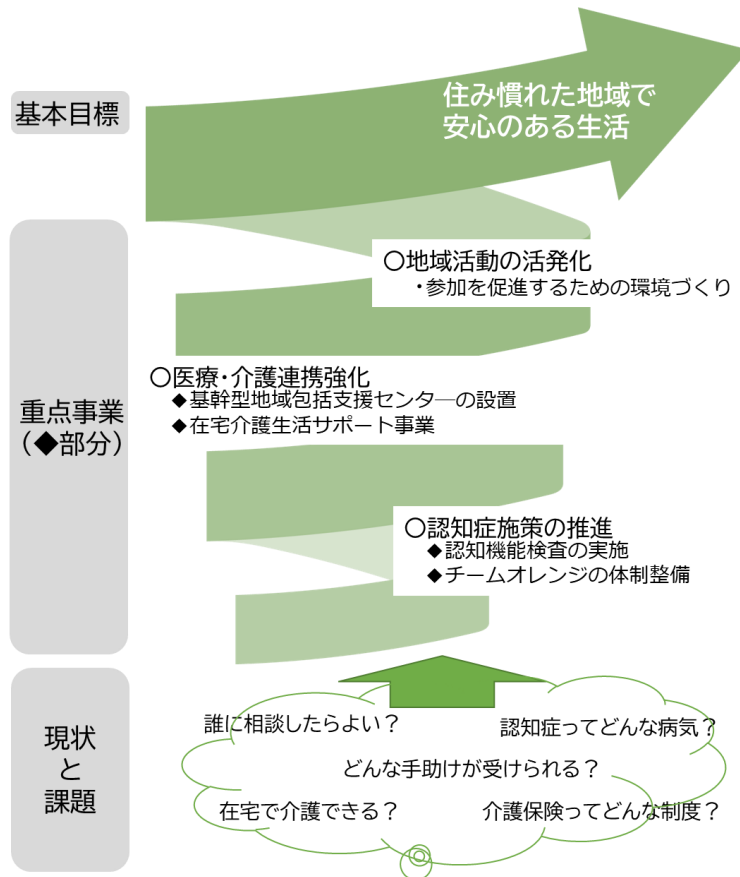
(2) 目指す姿に向けた課題

- 地域活動について、担い手が高齢化や固定化しており、参加者が減少しているところへの支援が必要である。
- かかりつけ医の機能が明確でなく、歯科や薬局とのかかわりが十分でないため、それぞれの機能や役割を市民へ周知し、高齢者一人ひとりのニーズに合った医療・介護サービスを身近な場所で提供することが必要である。
- 在宅での療養や看取りに関する市民認知度の向上と、在宅での看取りの体制整備が必要である。
- 認知症施策に関わる関係機関や地域との連携を強化することが必要である。
- 認知症当事者からの情報発信による普及啓発と認知症施策への反映が必要である。

(3) 本計画での取組方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、福祉分野に限らず、多世代や企業等が参加しやすい環境づくりを進めます。

医療と介護関係者の相互理解と連携体制を強化し、在宅での療養生活の充実を図ります。また、高齢者が認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域全体の認知症の理解を深める取組を推進します。



(4) 本計画での基本施策

ア. 地域ネットワークの充実

これまで本市で取り組んできた「町内福祉村」の将来に向け、これまでの活動を検証するとともに、多世代が参加できる活動の展開を促進することで、担い手不足の解消を図り、持続可能な活動を支え、町内福祉村の活動を中核とした地域のつながりや絆を深めます。

イ. 医療・介護連携の推進

日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りにおける円滑な情報共有がなされ、医療・介護が提供されるよう、情報共有ツールの普及を図ります。また、本人の望む最期を迎えるための意思決定を支援します。本市では、次ページのとおり、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りの 4 つの場面ごとに目指すべき姿を設定しました。

ウ. 認知症支援策の推進

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」における施策の推進を考慮するとともに、認知症当事者からの情報を取り入れた施策を検討するほか、認知症早期発見、早期治療のための検査を継続して取り組みます。また、地域の理解を促進するため、認知症サポーター養成講座を継続します。

エ. 高齢者生活支援体制の構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、見守り体制の整備や介護者への支援を充実させます。

オ. 高齢者居住安定確保の推進

高齢者一人ひとりの居住希望にあった住まいが確保されるよう、多様な住まいの供給を促進するとともに、入居しやすい賃貸住宅の情報提供等を進めます。

(5) 成果指標

「基本目標 2 住み慣れた地域で安心のある暮らし」における本計画の進捗状況を把握するため、次の成果指標を設定します。

成果指標	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
在宅で介護を受ける高齢者の割合	68.7%	68.7%	68.7%	68.7%

※独居や高齢者夫婦世帯の増加等に伴い、在宅生活が限界となり施設入所される方が増えることが予想されます。一方で、在宅での生活を希望される方が多くいらっしゃるため、在宅で介護を受けながら生活する高齢者の割合を維持することを指標とします。

第2章 平塚市が目指す地域包括ケアシステムの姿と本計画の方向性

医療・介護連携推進における目指すべき姿

場面	目指すべき姿	事業 ※P55～ 基本目標 2 2(1)の事業を掲載
日常の療養支援	医療・介護関係者の多職種協働・かかりつけ(医、歯科、薬局)機能によって患者・利用者・家族の日常の療養生活を切れ目なく支援することで、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた場所で生活できるようにする。	イ かかりつけ医療機関をもつことの推進 エ 連携のためのツールの改善と普及 オ 在宅医療・介護連携支援センター(以下「連携支援センター」といいます。)の充実 カ 地域の医療・介護資源の把握及び情報提供
入退院支援	入退院の際に、医療機関、介護事業所等が協働・情報共有(共有ツールの普及)を行うことで、一体的でスムーズな医療・介護サービスが提供され、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、希望する場所で望む日常生活が過ごせるようにする。	ウ 地域における医療と介護の連携 エ 連携のためのツールの改善と普及 キ 医療・介護従事者向け研修の開催及び連携に役立つ情報提供
急変時の対応	医療・介護・消防(救急)が情報共有ツールを利用し円滑に連携することによって、在宅で療養生活を送る医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の急変時にも、本人の意思が尊重された適切な対応がなされるようにする。	エ 連携のためのツールの改善と普及
看取り	地域の住民が、在宅での看取り等について十分に認識・理解した上で、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、人生の最終段階における望む場所での看取りを行えるように、医療・介護関係者等が、対象者本人(意思が示せない場合は、家族・親族その他)と人生の最終段階における意思を共有し、それを実現できるように多職種が連携して支援する。	ク 市民への普及啓発の実施 ケ 在宅介護生活サポート事業 エ 終末期に向けた権利擁護推進事業 ※P79 基本目標 3 2(1)エ

基本目標3

いのちと権利を見守る地域社会

(1) 中長期的に目指す姿

地域で支え合う互助を軸として高齢者の意思決定の支援や権利擁護体制の強化、高齢者の命と権利が守られ、また、災害への備えを継続するため、中長期的に求められる姿として次を目指します。

- 認知症の有無に関わらず、高齢者の尊厳や権利が守られ住み慣れた地域での「支え合い」「互助」によって、高齢者が孤立することなく希望を持った本人らしい生活が送れるようになっている。
- 県や市の防災担当、地域等が有機的に連携し、命と生活を守るための災害への備えが強化されている。

(2) 目指す姿に向けた課題

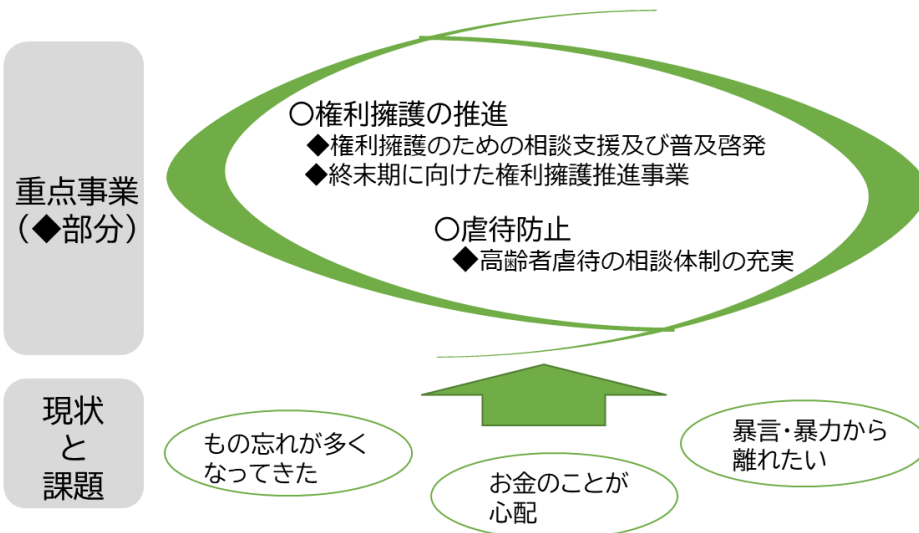
- 権利擁護のための相談支援及び制度利用を促進（終末期に向けた権利擁護推進事業含む）することが必要である。
- 高齢者虐待防止のための相談支援体制を強化することが必要である。
- 高齢者への見守り体制の充実による生活の安心を確保することが必要である。

(3) 本計画での取組方針

ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯や認知症高齢者が増えることが見込まれる中、地域での「支え合い」を軸にしながら、高齢者の権利擁護体制の確立、高齢者の命と権利がお互いに守り守られるような福祉のまちづくりを推進します。

基本目標

いのちと権利を見守る地域社会



(4) 本計画での基本施策

ア. 孤立死の防止に向けた取組の充実

高齢者の状態に応じて多様な手段が求められているため、対面による情報提供は維持しつつ、対面を必要としない情報提供手段の構築を進めます。

イ. 権利擁護事業の充実

虐待の予防、早期発見をするために市民や関係機関、施設従事者に対する普及啓発を行うとともに、平塚市高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）（以下、「高齢者よろず相談センター」といいます。）の周知や支援体制の強化、市との連携を強化します。また、虐待対応の実務を担う市と高齢者よろず相談センターを中心に、高齢者及び障がい者虐待防止等ネットワーク協議会を通じ、関係機関を交えて対応の検証を行い、検証結果を基に虐待対応マニュアル等の改善を進めます。

さらに、本人の意向に沿った終末期の迎え方を支援するため、専門的な窓口を設置します。

ウ. 災害に対する取組の推進

避難行動要支援者支援体制の推進や福祉避難所等の確保・充実に努め、災害時の備えを強化します。

(5) 成果指標

「基本目標 3 いのちと権利を見守る地域社会」における本計画の進捗状況を把握するため、次の成果目標を設定します。

成果指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者虐待に関する通報件数に占める虐待として認定した件数の割合	16%	15%	15%	15%

※高齢者虐待に関する普及啓発・相談体制の充実により、虐待が疑われる小さな事象でも通報へつなげ、虐待に至る前に早期発見し、未然に防ぐことで、虐待として認定した割合を低くすることを指標とします。

基本目標4

人に寄り添う介護サービス

(1) 中長期的に目指す姿

高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域で自らの尊厳を維持し、心身の状況に応じて介護サービスを安心して利用できる体制を維持するため、中長期的に求められる姿として次を目指します。

- 介護現場のイメージアップや職場環境整備が進んで介護人材が十分に確保されるほか、良質な介護保険サービスが提供され、要介護者等が安定して適切な介護を受けている。

(2) 目指す姿に向けた課題

- 介護人材の確保・定着に関する事業の見直し、人材確保策の充実が必要である。
- 介護サービスの質の向上に関する事業の重点化・効率化することが必要である。

(3) 本計画での取組方針

介護が必要になっても、住み慣れた地域で自らの尊厳を維持し、心身の状況に応じて介護サービスを安心して利用できるよう、介護保険制度の周知や介護サービスに関する情報の提供に努めます。

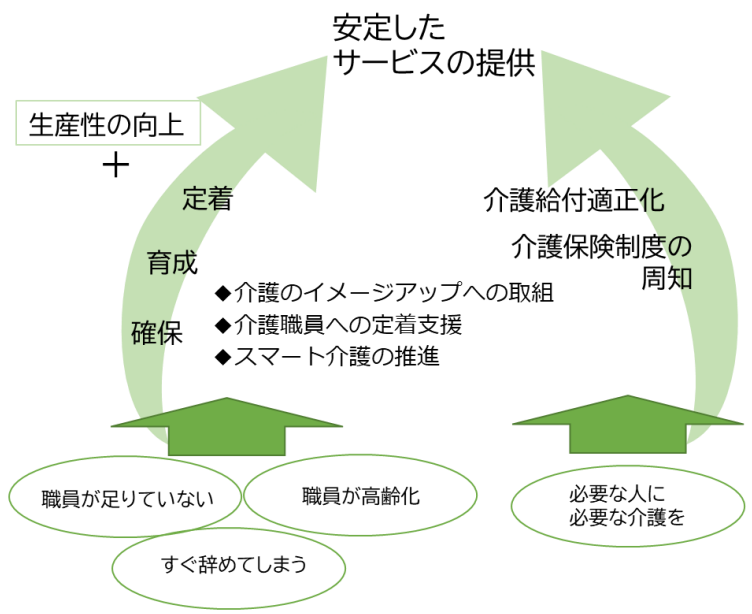
必要な人に必要な介護サービスが届けられるよう介護給付の適正化に努めるほか、サービスの質の向上を促進します。また、介護職員を安定的に確保していく必要があるため、介護人材の確保・介護現場の生産性向上に向けた取組を推進します。

基本目標

人に寄り添う介護サービス

重点事業
(◆部分)

現状
と
課題



(4) 本計画での基本施策

ア. 介護保険事業の円滑な実施

介護職員の不足を解消し、安定的に介護保険事業を実施するため、次の事業を重点的に行います。

まず、介護現場のイメージ向上のため、魅力を伝える動画を発信します。

次に、介護現場の生産性を向上させることで介護人材を安定的に確保するため、介護事業所へICT化や介護ロボットの導入(スマート介護)を促進します。さらに、介護人材の定着支援のため、若手職員同士の交流の場に外部講師を活用する等、充実を図ります。

(5) 成果指標

「基本目標 4 人により添う介護サービス」における本計画の進捗状況を把握するため、次の成果目標を設定します。

成果指標	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「人材不足を感じたことがない」「あまり感じたことがない」介護事業所の割合	20.4%	20.4%	20.4%	20.4%

※生産年齢人口の減少に伴う人材不足は、介護業界のみならず多くの業界で課題となっていることから、これ以上悪化しない(維持する)ことを指標とします。

第2章 平塚市が目指す地域包括ケアシステムの姿と本計画の方向性